

魚津市介護予防・生活支援サービス事業における指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・生活支援サービス事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定に基づき指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する「指定事業者」をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者又は法第115条の45の6第1項の規定に基づき指定の更新を受けようとする者は、市長に、魚津市介護予防・生活支援サービス事業指定事業者指定（更新）申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(指定事業者の指定)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、法第115条の45の5第2項の規定に基づき市長が別に定める基準（以下「指定基準」という。）により指定の適否を審査し、その結果について、当該申請をした者に通知するものとする。

(指定事業者の指定拒否)

第4条 市長は、前条の事業者の指定にあたっては、事業所が指定基準を満たす場合であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより本市のサービス事業の供給量を超過する場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

(本市の区域の外の事業所に係る特例)

第5条 市長は、事業者が本市の区域の外にある事業所について指定事業者の指定を受けようとするときは、当該事業所がその所在する市町村（特別区を含む。）から指定事業者の指定を受けている場合であって、必要と認める場合に限り、指定事業者の指定を行うことができるものとする。

(指定の有効期間)

第6条 省令第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

2 市長は、指定事業者から有効期間の短縮の申出があったときは、当該指定事業者の申出した事業所が法第8条の居宅サービスを実施する事業所として指定を受けており、かつ当該事業所において居宅サービスと同種類の介護予防・生活支援サービス事業を一体的に実施する場合であって、必要

と認める場合に限り、当該有効期間を短縮することができる。

(変更の届出等)

第7条 指定事業者は、当該指定に係る申請事項に変更があった場合は、変更があったときから10日以内に魚津市介護予防・生活支援サービス事業指定事業者変更届出書（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、事業を廃止、休止又は再開（以下「廃止等」という。）しようとするときは、その1月前までに、魚津市介護予防・生活支援サービス事業指定事業者廃止・休止・再開届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(事業者情報の公表及び提供)

第8条 市長は、第3条の規定による指定又は第7条第2項の規定による届出の受理（以下「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) サービスの種類
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業所の指定に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (4) 指定、廃止等又は指定の取消しの年月日
- (5) 介護保険事業者番号

2 市長は、指定等をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を、富山県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定、廃止等又は指定取消しの年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規定
- (6) 介護保険事業者番号
- (7) その他市長が適当と認める事項

(委任)

第9条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・生活支援サービス事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日において、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条の規定による改正前の法第53条第1項本文の指定を受けて介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を行う者であって、医療介護総合確保推進法附則第13条ただし書の別段の申出をしないものについては、省令附則第31条ただし書の規定により、平成28年3月22日から平成30年3月31日までの間、当該介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を実施する事業所について介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービス又は通所型サービスに係る指定事業者として指定を受けた者とみなす。